

松江市告示第 191 号

松江市地域内兼業による地域活性化事業費補助金交付要綱（令和 3 年松江市告示第 252 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(趣旨)		(趣旨)	
第1条 市の交付する松江市地域内兼業による地域活性化事業費補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号_____ )に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。		第1条 市の交付する松江市地域内兼業による地域活性化事業費補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。	
(補助の対象等)		(補助の対象等)	
第3条 略		第3条 略	
略		略	
終期	<u>令和6年3月31日</u>	終期	<u>令和5年3月31日</u>
略		略	

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。